

茂原市農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月10日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 14名
 - 1番 中村正明
 - 2番 小高一夫
 - 3番 湯浅公夫
 - 4番 蕨直邦
 - 5番 光橋正人
 - 6番 杉浦文子
 - 7番 八角徳政
 - 8番 高山多聞(第一副小委員長)
 - 9番 秋葉仁喜(第二副小委員長)
 - 10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
 - 11番 鬼島一郎(第二小委員長)
 - 12番 加藤古志郎(会長)
 - 13番 石井利明(職務代理)
 - 14番 浦島京子
- 4 欠席委員 0名
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 飯尾克彦
 - 局長補佐 平野孝幸
 - 係長 東條成男
 - 係長 鵜澤史樹
 - 主事 斉藤直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 15件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 32件
 - ・第9回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について
 - ・下限面積(別段面積)の設定について
 - ・平成31年度茂原市農林行政に関する意見書について
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 軽微な農地改良の届出について
 - 地目変更登記申請に係る照会について
 - 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
 - その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第10回総会にご参集いただきましてありがとうございます。農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。なお本日は、推進委員の北田委員と古山委員に審議の際ご意見をお聴きしたく本総会にご出席いただきました。本日の議事案件については36号から38号については、申請者より取下願が提出されましたので議案書から削除をお願いいたします。よって3条申請15件、4条申請1件、5条申請32件、第9回保留議案が1件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について、下限面積(別段面積)の設定について、平成31年度茂原市農林行政に関する意見書についての合計52件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、3日に第2小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は3番湯浅委員と4番蕨委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請の議案第15号についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは15号議案です。申請地は上茂原字王子宮地先、田964㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は長谷の★★さん、売渡人は上茂原の★★さんです。申請理由としまして、買受人については経営規模拡大のため、売渡人については農業をしないため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありませんでした。

機械の保有については、主なものとしてトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック2台を所有とのこと。労働力、技術については、世帯員2名で従事する計画です。農作業常時従事要件については、従事者合計で500日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。
以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2
小委員長

審議の結果、15号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議に入らせていただきます。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

許可でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

買受人については、売渡人はもう耕作が出来ないということで売渡人から買って

ただきたいと依頼を受け買受けるということであります。耕作状況も良好ですので許可でよろしいと思います。

会長

15号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案については、許可ということで決定いたします。

次は全て高田の営農型太陽光発電事業に関わる案件でございます。議案第2号から14号、16号、18号から30号、について審議したいと思いますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、営農型太陽光発電システムの一時転用許可申請及び区分地上権設定許可申請についてご説明します。お配りした「平成30年第10回総会 議案第16号～第30号に係る議案資料」を併せてご確認ください。

はじめに、1ページをご覧ください。営農型発電設備とは、農作物を栽培している農地の上に支柱を立てて上部空間に太陽光発電等の設備を設置し、農業と発電事業を両立するものです。この場合については、第1種農地であっても例外として許可できるものですが、設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として判断するものとされています。

許可の対象となるのは支柱及び設備の周辺機器で、許可を受けるのは設備の設置者です。

一時転用許可の期間満了時には、再度一時転用許可を受けることで更新していく形になります。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況について、十分勘案し、総合的に判断することとなっています。

許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。

なお、設置者が農地所有者や営農者と異なる場合、設置者は設備を設置する農地の空中部分を利用するために、農地に区分地上権等の権利を設定することとなるため、3条許可が必要です。

それでは議案説明に入ります。まず資料の2ページと3ページをご覧ください。こちらの図面にありますように、申請地は北側に1筆、南側に14筆ありまして、それぞれ別の営農者となっております。よって、営農者別で議案説明をさせていただきます。

最初に南側の申請地についてです。議案番号は2号から14号議案、16号議案、及び18号から30号議案です。なお、2号から14号議案については農地法第3条許可による区分地上権設定の申請、16号議案については農地法第4条許可による自己所有農地の一時転用申請、18号から30号議案については農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地は、高田宇屋芝地先外13筆、区分地上権設定は田10412㎡、畑4933㎡、合計15345㎡、一時転用は田10412㎡の内5.315㎡、畑4933㎡の内2.774㎡の合計8.089㎡です。4条申請の申請人は習志野市の★★さん、3条申請の区分地上権設定者及び5条申請の賃借人は千葉市の★★さん外5名、義務者及び賃貸人は高田の★★さん外8名です。

申請地は、平成29年9月1日付け及び平成30年1月15日付けで営農型太陽光発電システム用地として一時転用許可を受けた農地ですが、平成30年9月15日で許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けようとするものです。

また、これに併せて区分地上権の設定を行うものです。

転用計画としましては、既に設置済みの太陽光発電設備に変更はなく、太陽光パネル4036枚、1枚のパネルの大きさは約165センチ×99センチ、支柱1476本、支柱の高さは2.0から2.8メートル、パネルの間隔は1.5から5.0メートルとなっております。

次に転用許可基準について説明します。まず立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地ですので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2号及び第11条第1項第2号の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に当てはまり、例外的に許可できる農地です。

続いて一般基準についてです。申請目的実現の確実性については、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

周辺農地の営農条件への支障については、土地利用計画として、支柱部分のみ一時転用し、設備の下部については現状のまま耕作を行います。排水は雨水のみで、7月10日に両総土地改良区と協議の結果、再許可に際して意見書及び排水同意書は不要であると確認済とのことでした。また、7月18日に★★自治会長に対して太陽光発電施設及び雨水排水についての説明を行い、了解を得ているとのことでした。その他、添付された必要書類で確認しております。

一時転用の許可期間については、農林水産省の通知により3年以内とされており、申請は平成33年9月15日までとなっております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。再許可の場合、これまでの下部の農地での営農の状況と今後の営農計画から、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められるかを確認し、総合的に判断することになります。

ここで、これまでの営農の状況をご説明します。資料の4ページをご覧ください。

こちらは権利者から提出された「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書」のこれまでの実績をまとめた表になります。

まず1年目は、営農者は★★さん、設置工事中のため収穫実績無しでした。2年目は、小松菜の収量は10アールあたり49.4キログラムで、地域の平均単収との比較は2%でした。3年目は、営農者は★★さんで、小松菜は10アールあたり207.3キログラムで比較は10%、椎茸は収量無しでした。4年目は、小松菜は10アールあたり235.8キログラムで比較は12%、椎茸は10アールあたり17.7キログラムで比較は1%、ブロッコリーは収量無しでした。4年目の地域の平均単収は最新の公表データである平成28年と比較しました。次に資料の6ページをご覧ください。こちらは、平成30年6月13日付で長生農業事務所から権利者に対して、営農型発電設備の下部の農地における営農状況の改善について通知されたものです。このうち下記の1のとおり、申請地の営農型太陽光発電設備の下部の農地における単収が地域の平均的な単収と比較して著しく過少となっており、所見を考慮しても、営農の適切な継続が困難と認められるため、平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少とならないよう必要な改善措置を講ずることとされております。

次に資料の7ページをご覧ください。前回一時転用許可の際に許可権者が付した許可条件に従って報告された毎月の収穫物の仕向けに関する書類から、収量をまとめた表です。期間は平成29年9月から平成30年7月までで、作目ごとの合計収量としては、小松菜606キログラム、椎茸237.05キログラム、ブロッコリー227.6キログラム、バターナッツかぼちゃ45.7キログラムでした。

次に営農計画をご説明します。資料の9ページから33ページ、こちらの「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」は、申請者ごとに作成されております。

営農者は、これまでと同じく★★さんです。作付予定作物は、ブルーベリー、バタ

ーナッツかぼちゃ、ブロッコリー、及びニラです。作付場所は資料の33ページの図面のとおりで。農作業の期間として、資料の10ページ、ブルーベリーは挿木して管理し、3年目の6、7月に移植で地植えか鉢植えを確定する計画。収穫までの詳細な計画については追加資料として提出された計画の通りとなっております。また、当初の申請ではパネル下部にブルーベリーの苗木を置く計画でしたが苗木の栽培管理方法に指摘があったため、計画を修正し図面の通りニラを作付けする計画としたとのことです。ニラは9月に播種、3月に定植し、毎年7月～10月に収穫する計画です。かぼちゃは毎年3月に播種し6、7月に収穫する計画です。かぼちゃの作付け場所についてはかぼちゃの栽培時期以外の営農について指摘があったためブロッコリーの作付け計画を追加したとのことです。ブロッコリーは毎年9月に播種し12、1月に収穫する計画です。利用する農業機械は、トラクター、耕うん機、噴霧器です。農作業従事者は、計8名で従事する計画です。資料の11ページ、営農への影響の見込みについては、生育に支障が生じない理由として、ブルーベリーは、生育にはある程度の日陰が適しているためパネル下部の方が効率よく生産できるため、かぼちゃは、夏場で必要な日射量を確保しつつパネルを使いネットを張り効率よく栽培できるため、ブロッコリーは、冬はパネル下部の方が霜よけになり生育にも適している、鳥の被害が予想されるがパネルを使って防鳥ネットを張り防ぎやすいため、ニラは、半陰性植物で植物生育に支障は生じないため、となっています。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保については、小型耕うん機の寸法を考慮したので問題はない。右左折、折り返しも可能、としています。下部の農地の単収見込みは、ブルーベリーは10アールあたり500キログラム、かぼちゃは10アールあたり1990キログラム、ブロッコリーは10アールあたり750キログラム、ニラは10アールあたり2030キログラムです。次に資料の32ページ、本案件の営農計画について、必要な知見を有する者として粟生野の★★さんより意見書が提出されております。その他の申請に係る計画については、13ページ以降をご確認ください。

以上が転用許可基準についての説明となります。

最後に、3条許可基準について説明します。区分地上権設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の賃借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされています。

また、この3条許可の取扱いについては、5条許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされています。これは、5条が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものとするためです。

会長

説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2
小委員長

小委員会では現調した農業委員、地元の農業委員そして地域の推進委員の方々からご意見を頂きました。いずれもこの許可申請に対して肯定するような意見は全く出ませんでした。これは私から言うまでもなく当農業委員会では関心を持ってすでに3年数か月の間、毎月どなたかが現調しております。その現調している中でその都度事務局で主要な場所の写真を撮っております。多分その写真を並べていくとこれはいつの

時期の写真かわからないと思います。時間が3年以上止まっているような状況であります。そのような背景もありまして小委員会での3名の方のご意見もこの営農型発電の更新に関する国の指針等に全く適合していない、大きく逸脱していると、そのようなご意見であり他の委員からもそれを否定するご意見は全く出ませんでした。しかしながら小委員会では案件が案件であるため結論を出さず総会において他の委員よりご意見を伺って決して頂きたいということで本日に至りました。

会長

今、小委員会の報告のとおり、総会で十分に審議する必要があるということで本日の総会に臨みたいと思いますが、事務局から議案説明で再三にわたって今回の案件についての審議は県の農業事務所が指摘しているようにこれまでの下部の営農状況を十分に勘案して総合的に判断するというであります。また、今日この案件につきましては農業委員会としても地元推進委員の★★さんにも出席いただいでご意見を賜りたいということで出席いただいております。そのような理由でありますので皆様の積極的なご意見を伺いたいわけであります。

まず現調された★★委員いかがですか。

★★委員

下部の農地における単収が8割以上は確保しなければならないとありますが、2割以上の減少は一目瞭然だと思えます。小委員長のお話のとおりだと思えます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

昨年の9月でしたよね。県の農業事務所の★★さんがもう1年は認めるけどそれ以降は駄目だということで1年間の猶予を頂きましたよね。猶予を頂いてから本当ならばブロッコリーとかかぼちゃをやっているはずなのです。ブロッコリーを植えた時もただ植えてあればいいという感じで多分収穫なんかは無かったと思います。普通営農するのであったならば、地盤が悪いのなら少し高畝にして植えるとか。そういう考慮もしないでただやっているのを見せるだけでいいという感じですか。またかぼちゃを植えたころだと思うのですが、全部植えていないので★★の★★さんに言ったのです。あれでは駄目なのではないか、太陽光のパネルの下にも一面になるように植えた方がいいのではないかと、もう少し植えた方がいいのではないかと直接話をしました。すると★★さんはどこに電話したかわかりませんが「★★さんがこのように言っているから種播けよ」と私の前で言っていました。しかし結局やってありません。

何でもない事、やっていけばいい事をやっていない。これは許可の余地は無いと思えます。

会長

★★推進委員いかがですか。

★★
推進委員

この高田の問題は、平成26年7月から始まったわけではありますが、当初営農者であります★★さんが体調不良を訴えまして計画変更がされ厳しい船出であったわけではありますが、あの土地は昔から問題がある土地でありました。荒廃農地になるよりはということで★★に期待しておりました。

地元農業委員もあの場所を通る度に上手く順調にいくればよかったと思っておりましたが、我々の期待とは裏腹に結果はご覧のとおりになりました。

確かに条件が悪いということは皆様もご承知だと思います。しいたけ、小松菜等の葉物等ところどころ栽培しておりましたが結果もご覧のような数値でありました。

県の農業事務所の方も営農の適切な継続が認められるためには平均的な単収と比較して2割以上減少とならないよう忠告もいただいております。すでに昨年9月から1年経過したわけではありますが県の判断を仰ぎたいと思えます。いずれにしてもこのような営農の状況ですと事業の継続は不可能だと思えます。

★★委員

今回この案件について許可は難しいと思います。私はこの申請地の周りで稲作を長年やっております。田をやるのにも大変苦勞するところでもあります。今回の申請に関しても色々な作物が出てきておりますがまず土地の条件としましては作物を作るには最低の場所であると思われまます。なのでここで単収の2割減でやるというのは、よほど土壌を改良しないと出来なないと思います。現調したところ、圃場の中に水路がありますがその水路さえきちんと掘削しない。あの水路を掘削すればいくらか排水も良くなると思うのですが。それすらやっていないのが現状であります。この営農計画書どおりにやるにはよほど土質改良を行わなければまず不可能であります。農業の専門家がやってもこの状態では8割まではいかないと思います。

事務局

土壌の改良の件についてであります。これについては平成28年2月に許可という判断を下す際に土壌の改善ということで議論をいたしましてこれについて一定の改善が図られたという確認をもって許可を出したという経緯があります。

でありますので、営農者側としても現状で土壌等の問題があつて作付が出来ないということにはならないと考えます。

★★委員

現状とか委員の皆様の意見を聞くと、とても許可が出来るとは思えないが、営農型発電設備の一時転用の許可条件として営農が行われない場合、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等がありますが、その全てに該当したら許可にならないのでしょうか。

事務局

一つでも該当すれば適切な営農の継続にはなりません。

★★委員

この案件については、2割以上の減少があるわけだから許可出来ないということですね。不許可理由になるということですね。

第2
小委員長

一つでも該当すれば駄目だということですよ。地域とほとんど変わらないものが採れたときに、品質が非常に悪いものが採れるわけがないし。

職務代理

一番重要なのは、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少していないことというものです。これは何を指しているかということと一生懸命営農をやっているかどうかということをお願いしたいわけですね。毎月現地調査を行っているのですがやってないですよ。1年間の猶予を得てもやっていない。

第1
小委員長

我々は何度も営農の改善を求めたが、やらない。やる意思が無かったですよ。営農している形をとっていただけです。草も繁茂していましたし。

第2
小委員長

営農型発電設備の一時転用許可において国の指針があるわけですからその指針に照らし合わせて粛々と判断していくということです。他の案件においても法律等に基づいて判断するわけですから。

★★委員

仮に太陽光発電事業が撤退されたら農業委員会としては3条許可をとっている農地に対して営農指導はするのですか。

会長

それははっきりしています。農業委員会は3条で許可をしている訳ですからその計画通りやってもらうように指導・監督する義務があります。

職務代理 不許可相当でよろしいと思います。

会長 議論は尽くしたと思います。不許可相当ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは議案第2号から14号については不許可、16号、18号から30号については、不許可相当ということで決定いたします。
一旦休憩とさせていただきます。

(休 憩)

会長 会議を再開いたします。議案について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 引き続き、営農型太陽光発電システムの一時転用許可申請及び区分地上権設定許可申請についてご説明します。北側の申請地についてです。議案番号は1号及び17号議案です。1号議案については農地法第3条許可による区分地上権設定の申請、17号議案については農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。
申請地は、高田字乙沼地先、区分地上権設定は畑710㎡、一時転用は畑710㎡の内0.452㎡です。3条申請の区分地上権設定者及び5条申請の賃借人は千葉市の★★さん、義務者及び賃貸人は高田の★★さんです。
申請地は、平成30年1月15日付けで営農型太陽光発電システム用地として一時転用許可を受けた農地ですが、平成30年9月15日で許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けようとするものです。また、これに併せて区分地上権の設定を行うものです。
転用計画としましては、既に設置済みの太陽光発電設備に変更はなく、太陽光パネル192枚、1枚のパネルの大きさは約165センチ×99センチ、支柱80本、支柱の高さは2.0から2.8メートル、パネルの間隔は4.0メートルとなっております。
次に転用許可基準について説明します。まず立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地ですので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2号及び第11条第1項第2号の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に当てはまり、例外的に許可できる農地です。
続いて一般基準についてですが、申請目的実現の確実性については、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。
周辺農地の営農条件への支障については、土地利用計画として、支柱部分のみ一時転用し、設備の下部については現状のまま耕作を行います。排水は雨水のみで、7月10日に両総土地改良区と協議の結果、再許可に際して意見書及び排水同意書は不要であると確認済とのことです。また、7月18日に★★自治会長に対して太陽光発電施設及び雨水排水についての説明を行い、了解を得ているとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。
一時転用の許可期間については、申請地は当初の許可以前において利用状況調査により荒廃農地とされていたことから、これを再生利用する場合は、農林水産省の通知により10年以内とされておりますので、申請は平成40年9月15日までとなっております。
続いて営農型発電設備の許可基準についてです。これまでの営農の状況を説明します。資料の5ページをご覧ください。営農者は★★さんです。1年目は、設置工事中のため収穫実績無しでした。2年目は、かぼちゃ、みょうが、ふきを作付けしました

が収量無しでした。3年目は、かぼちゃは10アールあたり65キログラムで地域の平均単収との比較は4%、みょうが、ふきは収量無しでした。4年目は、かぼちゃは10アールあたり151.3キログラムで比較は8%、みょうがは10アールあたり212キログラムで比較は141%、ふきは10アールあたり51.9キログラムで比較は3%でした。なお、これらの生産、出荷は★★さんが委託を受けて行っているとのことです。

次に資料の6ページをご覧ください。こちらは、このうち下記の2のとおり、申請地の営農型太陽光発電設備の下部の農地における単収は提出されている下部の農地における営農計画書及び農林水産省統計による地域の平均的な単収と比較すると、著しく過少となっており、営農の適切な継続が困難と認められるため、平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少とならないよう必要な改善措置を講ずることとされております。

次に資料の7ページの下段の表をご覧ください。期間は平成30年1月から平成30年7月までで、作目ごとの合計収量としては、みょうが5.47キログラム、ふき1.4キログラム、かぼちゃ収量無しでした。

次に営農計画を説明します。資料の35ページ以降となります。営農者は、これまでと同じく★★さんです。作付予定作物は、スナップエンドウ、ふき、みょうがです。

作付場所は資料の39ページの図面のとおりです。農作業の期間として、スナップエンドウは11月頃播種して翌年5、6月に収穫、ふきは1、3年目の5月頃に収穫、みょうがは1、2年目の9、10月に収穫する計画です。資料の36ページ、利用する農業機械は、トラック、小型耕うん機です。農作業従事者は、計8名で従事する計画です。営農への影響の見込みについては、生育に支障が生じない理由として、スナップエンドウはパネルの架台にネットを張り、そこに蔓がのびるため生育に必要な日照は確保されるため、ふきは元々日陰を好む性質があり、パネル下部での生育に支障は生じないため、みょうがはパネル下部の遮光率においては生育に支障が生じないことを当地で実証済であるため、となっています。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保については、農作業に必要な間隔は十分に確保されている、としています。資料の37ページ、下部の農地の単収見込みは、スナップエンドウは10アールあたり1000キログラム、ふきは10アールあたり1680キログラム、みょうがは10アールあたり100キログラムです。次に資料の38ページ、本案件の営農計画について、必要な知見を有する者として木更津市の★★さんより意見書が提出されております。

以上が転用許可基準についての説明となります。

最後に、3条許可基準について説明します。区分地上権設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の賃借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされております。

また、この3条許可の取扱いについては、5条許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされております。これは、5条が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものと考えためです。

営農型太陽光発電システムの一時的転用許可申請及び区分地上権設定許可申請につい

ての説明は以上となります。

会長 小委員会の報告をお願いいたします。

第2 小委員長 先程の営農型太陽光の議案と結果的に同様の意見でありましたので、本総会で委員の皆様にご意見を伺いたいと思います。

会長 ご意見ございますか。

第1 小委員長 この場所は草が出ないようにするためにシートを張ってありました。だから営農する意思は無いと。作物を作ることが出来ない形で黒のシートを張ってありましたよね。

会長 防草シートの下では作物は出来ない。

★★委員 防草シートの下では草も出ません。

第2 小委員長 営農していないんですよ。

会長 収量に関しては、下部の農地における単収が地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しております、防草シートを張ってあり農地においてきちんと耕作されていない。以上のことから不許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは議案第1号については不許可、17号については、不許可相当ということで決定いたします。

次に議案第31号から51号議案についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、31号議案及び32号議案です。一体計画となりますので、一括して説明します。申請地は、大沢字下夕田地先外1筆、田1241㎡です。茂原の★★さんが大沢の★★さん外1名より土地を賃借し、資材置場用地として一時転用する申請です。

申請理由及び土地選定理由は茂原市北部開発に伴うガス管理設の工事予定地の路線に隣接・接道しており、周辺農地への影響も無いためとのことです。事業計画としては、ガス管理設工事のための仮設材、資機材置き場とし、一部に仮設事務所を設置します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分としては、茂原市土木管理課及び長生土木事務所に道路占用許可申請がなされております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、埋立て等は行わず現状地盤のまま利用し、車両進入部分には鉄板敷を行います。排水は、雨水のみで敷地内浸透です。隣接農地所有者は2名おり確認を得ております。その他、添付された必要書類で確認しております。

最後に一時転用について、許可期間は平成31年12月20日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして33号議案です。申請地は、上茂原字王子宮地先、田210㎡です。上茂原の★★さんが鷺巣の★★さんから土地を買い受けて倉庫及び駐車場用地とする申請です。申請及び土地選定理由は、現在隣接地の居宅兼事業所にてリフォーム業を行っておりますが、事業の拡大に伴い資材保管のための倉庫及び従業員駐車場スペースを確保するためとのことです。事業計画としては、駐車場が3台分と1棟あたり11.35㎡の倉庫が4棟です。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は土地改良施工区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され原則として許可をすることが出来ない農地ですが、本転用事業は、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に当てはまり、例外的に許可出来ると判断されます。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、山砂による90cmの埋め立てを行います。排水は、雨水については敷地内浸透及びオーバーフロー分については西側排水路に放流する計画となっており、★★土地改良組合より排水同意書が提出されております。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ているとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして34号及び35号議案です。一体計画となりますので、一括して説明します。申請地は、箕輪字逆松地先外2筆、田2805㎡と一体で利用する農地以外の土地が32.06㎡の合計2837.06㎡です。上茂原の★★さんが箕輪の★★さん外1人から土地を買い受けて倉庫及び駐車場用地とする申請です。なお、一体利用の農地以外の土地部分に関しては賃借権設定により借り受けます。申請理由としましては、現在の工場内にある制御盤、配電盤等の置き場が手狭になったため、また、現在賃貸借で利用している社員駐車場を返却することになり、社用地として駐車場が必要であるためとのことです。土地選定理由は事業所から近く立地条件が良いためとのことです。事業計画としては、社員用駐車場が32台分及び建築面積689.31㎡の倉庫が1棟です。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分については茂原市都市計画課に宅地開発事前協議申請がなされており、また、茂原市環境保全課に特定事業許可申請がなされています。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、山砂による1mの埋め立て及び砂利敷きを行います。排水は、雨水のみで敷地内浸透及び南側排水溝から既設集水桝を通して一宮川に放流する計画となっております。なお放流先の一宮川までの間に3名の別地権者の土地の中にある排水路を経由することになっており、その全員から雨水排水に関する同意を得ております。また隣接農地所有者は2名おり、確認を得ているとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして39号議案です。申請地は、東部台三丁目地先、畑914㎡です。早野の★★さんが陸沢町の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。

なお、議案書では転用目的が5区画となっておりますが、申請受付後に申請者より4区画に変更するとの申し出がありましたのでこちらについては4区画に訂正をお願いします。申請理由及び土地選定理由は、申請地は区画整理済みで設備、住環境が整っているため、とのこと。事業計画としては、区画面積227.31㎡から229.25㎡の宅地4区画として分譲します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、区画整理地であるため造成工事は無く水道・下水・ガスの引き込み工事のみ行います。排水は、住宅等建築時に南側公共下水道に接続し排水する計画です。雨水は敷地内浸透とします。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ているとのこと。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして40号議案です。申請地は、早野字長清水地先、田272㎡です。高師の★★さんが父親の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在借家住まいで手狭になったため、土地選定理由は、実家に近く便利であるためとのこと。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積69.75㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、現状の地盤面を基準として施工し、埋立て等を行いません。排水は、合併浄化槽処理後、西側市道側溝へ接続する計画です。雨水についても西側市道側溝へ排水します。このことについて★★水利組合より排水同意書が提出されております。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ているとのこと。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして41号議案です。申請地は、早野字向原地先、畑747㎡です。中部の★★さんが船橋市の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、用途地域内で駅からも近く需要が見込まれるため、とのこと。事業計画としては、区画面積257㎡及び490㎡の宅地2区画として分譲します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、現在のレベルのまま利用して、埋立て等を行わず、草刈り及び整地のみ行います。排水は、北側公共下水道へ接続する計画です。雨水は既設道路側溝へ排水する計画で、★★水利組合に雨水について排水同意は不要の旨確認済みとのこと。隣接農地所有者は1名お

り、確認を得ているとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして42号議案です。申請地は、下永吉字川田地先外1筆、畑197.53㎡と一体で利用する宅地5.56㎡の合計203.09㎡です。下永吉の★★さん外2名が埼玉県の★★さんから共有持分で土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、自宅の隣接地に親子共有名義で住宅を建築して、共に居住したいため、とのことです。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積68.49㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、現状の地盤面を基準として施工し、埋立て等はいりません。排水は、西側公共下水道へ接続する計画です。雨水は道路側溝へ排水します。隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして43号議案です。申請地は、東郷字富士見地先、畑1239㎡です。六ツ野の★★さんが埼玉県の★★さんから土地を買い受けて、長屋住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は周辺も住宅地で茂原駅の北東約1.7kmに位置し立地・規模等最適であり、また土地の有効活用をしたいためとのことです。

事業計画としては、木造・二階建て・建築面積346.99㎡の長屋住宅1棟を建築します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分については茂原市都市計画課に宅地開発事前協議申請が、茂原市土木管理課に道路工事施工承認申請がなされております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、再生砕石による埋め立てを30cm行い、駐車場についてはアスファルト舗装を行います。排水は、合併浄化槽による処理後、東側道路側溝へ接続する計画です。雨水は浸透柵による敷地内浸透、及びオーバーフロー分については道路側溝へ排水します。隣接農地所有者は2名おり、確認を得ているとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして44号から48号議案です。一体計画となりますので、一括して説明します。申請地は、小林字西羽貫地先外10筆、田1639.22㎡、畑947㎡の合計2586.22㎡です。市川市の★★さんが小林の★★さん外4名から土地を買い受けて、車両置場用地とする申請です。申請理由は買受人は中古車販売を行っており、事業拡大に伴い販売台数が増加するため、現在の店舗の事業用地の拡張を行いたいため、土地選定理由は既存敷地の隣接地で最適であるためとのことです。事業計画としては、中古車の展示スペース55台分です。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、本申請地は用途地域内の第3種農地と、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第1種農地が混在しております。第3種農地については原則許可となり、第1種農地については、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の

2分の1を超えないもの」に当てはまり、例外的に許可出来る農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分については茂原市都市計画課に宅地開発事前協議申請がなされており、また、茂原市環境保全課に特定事業許可申請がなされています。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、1mの埋め立てを行い、アスファルト舗装及びコンクリートによる土留めを行います。排水は雨水のみで集水枒を設け、西側及び南側既存水路に放流します。なお、雨水排水に関して★★自治会より排水同意書が提出されております。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして49号議案です。申請地は、長尾字沖田地先外1筆、田602㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先、面積414㎡です。茂原の★★さんが腰当の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在アパート住まいで手狭になったため、また実家からも比較的近く希望する面積にかなっていたため、とのことです。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積66.25㎡の専用住宅1棟と、建築面積30.05㎡のカーポートを建築します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分については茂原市土木管理課に道路工事施工承認申請がなされています。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、現状の地盤面を基準として施工し、埋立て等は行いません。排水は、南西側公共下水道へ接続する計画です。雨水は敷地内浸透とします。隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして50号議案です。申請地は、長尾字下関戸地先、田419㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業19街区地先、面積231㎡です。広島県の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在アパート住まいで手狭であり、立地的に好条件であるため、とのことです。事業計画としては、木造・二階建て・建築面積66.24㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、現状の地盤面を基準として施工し、埋立て等は行いません。排水は、南側公共下水道へ接続する計画です。雨水は敷地内浸透とします。隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして51号議案です。申請地は、押日字主中地先、畑399の内258.35㎡です。東京都の★★さんが、押日の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて携帯無線基地局建設に伴う工事用地として一時転用する申請です。申請理

由としましては携帯無線基地局建設に伴い隣接地を工事用地として利用したいためとのことです。計画としましては、クレーン作業及び工事車両の駐車場、工事資材の置き場として利用する計画です。

次に、転用許可基準についてです。立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであることに該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、埋め立ては無く現状の地盤に敷き鉄板及びブラシキ板を敷設し工事用地とします。排水は、雨水のみで敷地内浸透とします。隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

最後に一時転用について、許可期間は平成30年11月30日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

以上でございます。

第2
小委員長

31号から35号及び39号から51号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次審議します。31・32号議案一体計画です。現調しております。
★★委員いかがですか。

★★委員

一時転用ということですので許可相当でよろしいと思います。

会長

★★推進委員いかがですか。

★★
推進委員

問題ないと思われま。

会長

職務代理いかがですか。

職務代理

地元でも十分協議して問題ないということですので許可相当でよろしいと思います。

会長

31・32号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということでしょうか。

(異議なしの声) それでは31・32号議案については、許可相当ということに決定いたします。

続きまして、33号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

周辺は住宅地でありますので許可相当でよろしいかと思ひます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

ここはもう耕作できないような場所です。用排水も良くないところ。

許可相当でよろしいかと思えます。

会長

それでは33号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは33号案については、許可相当ということで決定いたします。次に34号・35号議案一体計画です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当でよろしいと思えます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

以前資材置場用地として許可されている土地の隣接地であります。適正に管理していただければ許可相当でよろしいと思えます。

会長

それでは34・35号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは34・35号案については、許可相当ということで決定いたします。
次に39号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

用途地域内で区画整理済でありますので許可相当でよろしいと思えます。

会長

それでは39号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは39号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次に40号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

住宅地の中でありますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周辺は住宅地となっております。用途地域でもありますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長

それでは40号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは40号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に41号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

周辺は住宅地となっておりますので許可相当でよろしいと思えます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

周りは住宅地であり、用途地域でありますので許可相当でよろしいと思えます。

会長

それでは41号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは41号案については、許可相当ということで決定いたします。
次に42号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員

周りは住宅地であります。許可相当でよろしいと思えます。

- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 道路に面したところであり、周辺は住宅地でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは42号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは42号案については、許可相当ということで決定いたします。
次に43号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域内にありますし、周辺は住宅も多いので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りはもう住宅地となっておりますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは43号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは43号案については、許可相当ということで決定いたします。次に44号から48号議案一体計画です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 荒れてしまっているところがあります。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 第1種農地がありますが、ほんの一部でありますし、荒れてしまっておりますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは44号から48号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは44号から48号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次に49号及び50号議案です。ゆたか土地区画整理事業内にあります。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域内にありますし、問題ないと思われまますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは49・50号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは49号・50号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次に51号議案です。現調しております。★★委員いかがですか
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは51号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは51号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次に第9回総会保留議案についてであります。その後の経過説明をお願いいたしま

す。

事務局

それでは8月の2号議案です。申請地は、大沢字島田地先外2筆、田1476㎡です。東京都の★★さんが一宮町の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、投資として事業を行うもので、日当たりが良い土地のため、とのこと。事業計画としては、1枚当たり167センチ×100センチの太陽光パネル360枚を設置します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分としては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

また、前回総会では、★★自治会長に事業計画を説明し了解を得ており、さらに、説明会を開催する予定について話し合っているとご説明しました。その後9月6日に自治会説明会を開催し、事業計画の説明を行ったところ、とくに意見はなかったとのこと。

次に周辺農地の営農条件への支障についてです。土地利用計画としては、整地し碎石又は防草シートを敷き、埋立て等はいりません。排水は、雨水のみで敷地内浸透とします。隣接農地所有者は4名、耕作者は1名おります。その他、添付された必要書類で確認しております。

前回総会では、隣接農地所有者3名及び耕作者には既に確認を得ており、残りの1名について数度訪問しているがご不在のため、郵送記録付きで文書を送るなど対応しているが反応もなく、直接連絡がとれていないとのことでした。その後も、反応を得ることができず、自治会説明会の回覧も回したが出席は無かったとのことでした。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。これについては地元の推進委員である★★さんに本日出席いただいておりますので★★委員に報告を願いたいのですが。

★★
推進委員

その後の経過につきましては、先程事務局から説明があった通りであります。事業所側からの説明の内容ですが1点目は施行場所について、2点目は施工のレイアウトについて、3点目は環境への影響・安全対策について、4点目は設置・運営管理についてでありましたが実際には★★さんは設備を設置して他の法人に売却するという事になっているようです。売却後の施設の管理をはっきりしていただきたいという質問がありましたが回答はまだありません。

隣接する耕作者にとっては明るくなり条件的には良くなり、また環境の件に関しては水については下流に流れまた東側に河川がありますが、影響はないと思われます。

隣接農地所有者のうち残りの1名に関してであります。自治会としても再三コンタクトをとっているのですが、なかなかお会いできない状況であります。これについては今後も引き続き連絡がとれるよう努力したいと考えております。

会長

職務代理いかがですか。

職務代理

地元の推進委員の今の話を踏まえて許可相当でよろしいかと思えます。

会長

それでは第9回総会保留議案についてであります。許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) この議案については、許可相当ということで決定いたし

ます。

次に議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは53号議案については承認ということにさせていただきます。

次に議案第54号下限面積(別段面積)の設定についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは50アールとすると決定いたします。

次は、議案第55号です。平成31年度茂原市農林行政に関する意見書の提出についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

内容等について説明する。

会長

ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは55号議案についてはこの内容で市長宛に意見書を提出することに致します。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

